



2023 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノスマート
代表者名 代表取締役社長 柳井正巳
(コード番号 6246)
問合せ先 常務取締役管理統括 飯田陽弘
(TEL. 06-6253-7200)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023 年 5 月 25 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、対象取締役という。）を対象とした「業績連動型株式報酬制度」（〔パフォーマンス・シェア・ユニット制度〕以下、本制度という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を、2023 年 6 月 27 日開催予定の第 89 期定時株主総会（以下、本株主総会という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、対象取締役に対して、その報酬等と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

なお、本制度は、2019 年 6 月 25 日開催の第 85 期定時株主総会の決議による取締役の報酬（年額 280 百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の範囲内にて、対象取締役に対し報酬として、当社普通株式交付のための金銭報酬債権を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の中期経営計画に対応する事業年度からなる業績評価期間中の当社業績等の目標を当社の取締役会において予め設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社株式を交付するための金銭報酬債権を、業績評価期間分の報酬等として付与する業績連動型の株式報酬制度です。従って、対象取締役への当該金銭報酬債権の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。

対象取締役は、後記にて算定される金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社株式の発行又は処分を受けるものとします。なお、対象取締役に対する金銭報酬債権の支給は、後記に定める評価対象期間の満了後に行うため、本制度の導入時点では、対象取締役に対してこれらの交付を行うか否か、並びに交付する当社普通株式の数は確定していません。

(1) 対象期間

業績目標の達成度を評価する期間は、2023 年 3 月 24 日付で公表した当社の中期経営計画に対応した 2024 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの 3 事業年度（以下、評価対象期間という。）とします。なお、原則として当初の評価対象期間終了後も続く各 3 事業年度を評価対象期間とする本制度を実施します。

(2) 株式の上限数及び金銭報酬債権の上限額

本制度に基づき、対象取締役に交付する当社普通株式の総数は 40,000 株以内（以下、交付上限株式数

という。)とし、対象取締役を支給される金銭報酬債権の総額は、70 百万円を上限とします。なお、当該上限は評価対象期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を評価対象期間の満了後に一括して支給することを想定して定めております。評価対象期間は3事業年度を想定しているため、1事業年度あたりの上限額としてはそれぞれ3分の1に相当する株数及び金額となります。なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合には、当該分割又は併合の効力発生日以降、当該分割又は併合の比率に応じて、当該交付する株式の上限数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとします。

(3) 本制度に基づく最終交付株式数の算定方法

各対象取締役に対して交付する当社普通株式の数(以下、最終交付株式数という。)は、各対象者の役位等に基づく基準交付株式数、評価対象期間における業績目標達成度等に基づく支給率を当社取締役会において決定し、これらに基づき算定されるものとします。

(4) 株式等の交付の手続き

上記(3)で決定された最終交付株式数に係る当社普通株式の交付は、以下のとおり行われます。

- (i) 当社は、各対象取締役に対して、当該対象取締役に交付される最終交付株式数に当社普通株式の発行又は処分の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに対象となる当社普通株式を交付します。
- (ii) 前(i)に定める当社普通株式の発行又は処分の払込金額は、交付時株価を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

(5) 対象取締役に対する株式交付の要件

本制度においては、評価対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式の交付を行います。

- ① 評価対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること。

なお、対象取締役が死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合、評価対象期間開始時に対象取締役になかった者が新たに対象取締役に就任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては当社取締役会)で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数及び額の株式及び金銭を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式等に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

以 上